

神奈川ネット・青葉  
〒225-0024 横浜市青葉区市が尾町1151-1-203  
TEL: 045-508-9475 FAX: 045-508-9474



二浦紀子  
みうらのりこ  
ネット青葉代表  
移動の権利を  
保障する  
移動の権利は、基本的人権の一つで、社会と繋がり、日常生活をめぐらしく暮らすために欠かせないものです。ネット・青葉は、生活クラブ運動グループ・横浜ユーット連絡会に参加し、福祉サービス利用者・家族皆さんと政策提案を行なっています。今年度も、横浜市の移動支援事業の見直しを提出了。今年度も、横浜市の移動支援事業の見直しを提出了。今年度も、横浜市の移動支援事業の見直しを提出了。今年度も、横浜市の移動支援事業の見直しを提出了。

障害者の移動の権利を保障する根拠となる法律  
【憲法第22条】  
国内外への移動の自由を保障しています  
【交通権憲章】  
人々の自由な移動を保障(1998年)  
【交通政策基本法】  
交通権や移動権を保障(2013年)  
【障害者差別解消法】  
障害による差別を解消し、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的とする(2016年)

# 神奈川ネット

<https://aoba.kanagawanet.jp>

発行責任:「神奈川ネットワーク運動・青葉」代表 三浦紀子  
2024年00月00日発行 発行部数30,000部

ホネット・青葉  
ホネット・青葉

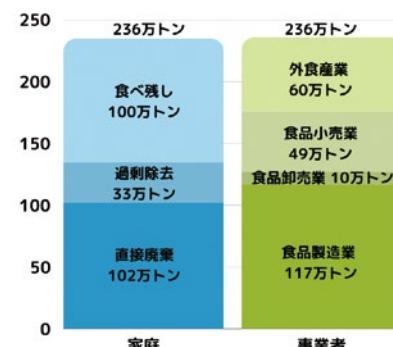
青木マキ  
青木マキ

公式LINE  
公式LINE

青木マキ  
あおきまき  
神奈川県議会議員



国内外で関心が高まっているフードロス問題。国内の家庭系食品ロスの発生量は、236万トンと推計(2022年度)されています。国の計画※1では、今後2030年度までに家庭からの食品ロスを半減するという目標を掲げておいて、目標達成にむけて、自治体、消費者、事業者の連携した取り組みが期待されています。※1 「第四次循環型社会形成推進基本計画」参照



「第四次循環型社会形成推進基本計画」参照

## 食支援と暮らしの変化 ～アンケート調査中間報告～

### 地域で広がるフードシェア活動

青葉区内で、フードシェア活動をしている青葉フードシェアネットワーク※2が行なったフードパントリーに関するアンケート※3からは、地域循環型の食支援の有効性や、様々な福祉的サポートの必要性が見えています。

### 青葉フードシェアネットワーク

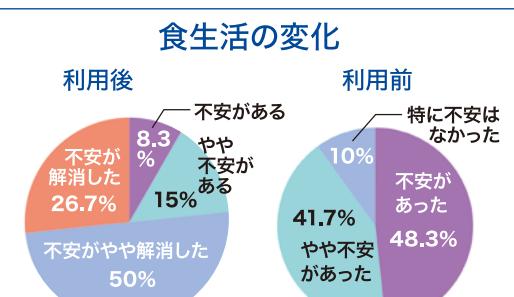
青葉区で、フードドライブ(家庭や店舗で使いきれない食品を提供してもらう活動)とフードパントリー(集めた食品を必要な人に提供する)という活動に取り組む団体のネットワーク。

フードパントリーに関するアンケート  
2024年7月～8月実施。青葉フードシェアネットワークのフードパントリーアンケート60人より回答を得る。



フードドライブ品の運搬ボランティアに参加

引き続き、ネット・青葉は、こうした地域の実践を後押しする仕組みを提案していきます。  
利用開始前は、食生活について「安があった」、「やや不安があつた」人が23.3%に減少。自由記述欄からは「支えられている安心感を得た」「心に余裕ができた」といった精神的な安定を挙げる人が3割にのぼります。パントリースタッフとのコミュニケーションを楽しみにされている様子もうかがえ、月に一度の食支援が地域とのつながりを生み、不安解消に繋がっていることがわかります。



経済的不安を挙げた人が約49%。ひとり親、離婚、出産、介護等家庭の状況の変化を挙げた人は約20%。  
※フードパントリーに関するアンケート／青葉フードシェアネットワークより

### 余暇支援

障害のある人の外出をサポートするガイドヘルパーやガイドボランティアは圧倒的に不足しており、ヘルパーの高齢化も進んでいます。その理由として、介護保険事業における訪問ヘルパーと同様に、働く時間がこま切れで移動時間や待機時間が発生する仕事である上に、その仕事が適正に評価されず報酬が低く抑えられていることが挙げられます。まずは、ヘルパーの報酬を引き上げることが必要です。

2025年度予算に向けた横浜市地域福祉施策に関する提案書(生活クラブ運動グループ・横浜ユーット連絡会から提案全文字をお読みいただけます。)を明確にすべきです。

横浜市障害者ヘルパー事業所「運営ガイド」により横浜市の通学支援事業は、聴覚障害児を対象としておらず、ろう特別支援学校に通学する児童・生徒は支援を受けられません。ろう特別支援学校は、横浜市内に1校(保土ヶ谷区)しかないので、遠方から通学する児童・生徒も多く、低学年児童や、家庭の事情や保護者の体調不良等の理由で学校に通えないケースが生じています。学校に通学する児童・生徒も多くの場合、家庭の事情や保護者の体調不良等の理由で学校に通えないことがあります。そのためこれらを健康の維持・向上や社会とのつながりを深めるための自由な時間として障害のあるなしに関わらず、保障されなければなりません。あらためて、移動支援事業において、余暇支援の位置付け

を明確にすべきです。  
※横浜市障害者ヘルパー事業所「運営ガイド」より  
聴覚障害児の通学支援

横浜市の通学支援事業は、聴覚障害児を対象としておらず、ろう特別支援学校に通学する児童・生徒は支援を受けられません。ろう特別支援学校は、横浜市内に1校(保土ヶ谷区)しかないので、遠方から通学する児童・生徒も多く、低学年児童や、家庭の事情や保護者の体調不良等の理由で学校に通えないことがあります。そのためこれらを健康の維持・向上や社会とのつながりを深めるための自由な時間として障害のあるなしに関わらず、保障されなければなりません。あらためて、移動支援事業において、余暇支援の位置付け



2025年度予算に向けた横浜市地域福祉施策に関する提案書(生活クラブ運動グループ・横浜ユーット連絡会から提案全文字をお読みいただけます。)